

令和8年12月以降に入所を希望する方のための

保育所等入所のしおり



保育所等の入所申込みについては、本案内をよくご確認の上、お申込みください。
また、保育所等に関する重要な内容を記載していますので、大切に保管いただきますようお願いいたします。

- 申込みにあたり、書類が不足している場合は受付けできませんので、日にちに余裕をもってお申込みください。
- 申込み内容の変更を希望する場合やお子さんの健康状態や発達状況等に変化があった場合は、速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。

※本案内における「保育所等」とは、公立保育所、私立保育園、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業のことです。



岩沼市健康福祉部子ども福祉課

電話 0223-23-0826

-令和8年9月現在-

○申込締切日早見表

- ・令和8年12月から令和9年5月に入所を希望する方は、一斉申込みにお越しください。

※一斉申込期間終了後の申込みは、随時申込みとして受付します。この場合、各入所希望月における随時申込締切日が最終の申込締切日となります。なお、随時申込みとして令和9年4月及び5月の入所申込みをされる場合、一斉申込期間に申込みされた方々の入所決定後の利用調整になるため、一斉申込みと比べて保育所等の空き枠が少なくなる可能性があります。予めご了承ください。

- ・随時申込締切日は入所希望日の前月の5日までとなります。(土日祝日にあたった場合はその前の開庁日)

※入所日は原則1日となります。

入所希望月	一斉申込期間	随時申込締切日
令和8年11月	—	令和8年10月5日（月）
令和8年12月	※令和8年10月9（金） から 10月16日（金）	令和8年11月5日（木）
令和9年1月		令和8年12月4日（金）
令和9年2月		令和9年1月5日（火）
令和9年3月		令和9年2月5日（金）
令和9年4月		令和9年3月5日（金）
令和9年5月		令和9年4月5日（月）
令和9年6月	—	令和9年4月30日（金）
令和9年7月	—	令和9年6月4日（金）
令和9年8月	—	令和9年7月5日（月）
令和9年9月	—	令和9年8月5日（木）
令和9年10月	—	令和9年9月4日（金）

目次

1.	申込みから入所までのながれ・・・・・・・・・・・・・・・・	— 2 —
2.	保育所等施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	— 4 —
3.	保育所等が保護者から直接徴収するものについて（予定）・・・・・・	— 5 —
4.	教育・保育給付認定・・・・・・・・・・・・・・・・	— 6 —
5.	申込みに必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・	— 8 —
6.	申込みと利用調整における注意点・・・・・・・・・・・・・・・・	— 9 —
7.	利用者負担額（保育料）無償化について・・・・・・・・・・・・・・・・	— 10 —
8.	利用者負担額（保育料）について・・・・・・・・・・・・・・・・	— 11 —
9.	食材料費（副食費＝おかず代）について・・・・・・・・・・・・・・・・	— 13 —
10.	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	— 14 —
11.	よくあるご質問Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・	— 16 —
12.	気象警報等の発表時・避難情報発令時の対応方針について・・・・・・	— 17 —
資料	保育所等施設略図・・・・・・・・・・・・・・・・	— 18 —

○岩沼保育園に関するお知らせ

令和9年度に認定こども園へ移行し、園舎の場所が変わる予定です。

1 幼保連携型認定こども園への移行について

これまでは2・3号認定（保育所部分）の利用のみでしたが、1号認定（幼稚園部分）の利用ができるようになる予定です。

2 新築移転について

現在の園舎：岩沼市桜二丁目3番2号

新しい園舎：岩沼市朝日一丁目386番1（名取高等学校近隣）

※園舎設立可能な土地のうち、現施設から近い場所として岩沼保育園が選定した場所です。

3 移行・移転時期について

令和9年度を予定しております。詳細は未定です。工事等の進捗状況に応じて、改めてお知らせいたします。

4 岩沼保育園への入園・転園を希望する場合

- (1) 移行・移転の時期が年度途中となった場合、移転完了までは現在の園舎に、移転完了後からは新しい園舎に通園いただきます。つきましては、両方の園舎（現在の園舎および新しい園舎）に通園可能な場合のみ、保育所入所（保育所等利用調整）申込をしていただきますようお願いいたします。
- (2) 1号認定（幼稚園部分）への入園を希望される場合は、直接園にお申込みください。

1. 申込みから入所までのながれ

(1) 令和8年12月から令和9年5月までに入所希望の場合（一斉申込み）

教育・保育
給付認定
申請
入所申込み

申込みされるお子さんをお連れのうえ、保護者の方がお越しください
受付期間：令和8年10月9日（金）から10月16日（金）まで

※土日祝日を除きます。

受付場所：市役所6階第一会議室

受付時間：9:00から12:00、14:00から17:00

持ち物：必要書類一式、母子手帳

※書類が不足している場合は受付できませんのであらかじめご了承ください。

※教育・保育給付認定申請についての詳細はP6をご覧ください。

※申込みに必要な書類についてはP8をご覧ください。

利用調整

- ・保育を必要とする事由や世帯として配慮が必要な場合などを考慮して調整します。
- ・申込書に記載いただいた希望施設のみで調整します。希望施設の記載が多いほど、ご案内できる可能性が高くなります。

※申込みと利用調整における注意点についてはP9,10をご覧ください。

発送予定日：12月末頃

面接実施
または
待機のお知らせ

○入所が見込まれる場合

- ・面接実施通知書等を発送します。
- ・子どものための教育・保育給付認定の申請書を同封いたしますので、期日までにご提出ください。（認定を受けていない方のみ対象）

○入所が見込まれない場合

- ・利用調整結果通知（待機）を初月のみ発送します。
- ・改めて利用調整を行い、調整が完了した場合のみ電話にてご連絡いたします。

面接

各保育所等にてお子さんと一緒に面接を行います。

発送予定日：2月中旬

利用調整
結果通知

面接をもとに、保育所等で安心して生活できると認められる場合に入所決定通知を発送します。

認定こども園（保育所部分）または小規模保育事業に入所する方は、各施設と入所についての契約が必要になります。

説明会

各保育所等にて説明会を開催します。
日程につきましては、利用調整結果通知に同封してお知らせします。

入所

入所日から慣らし保育が始まります。
利用者負担額（保育料）の決定通知は、入所した月の中旬頃に発送します。

※利用者負担額（保育料）についての詳細はP10～13をご覧ください。

(2) 令和9年6月から令和9年11月までに入所希望の場合（随時申込み）

教育・保育
給付認定
申請
入所申込み

申込みされるお子さんをお連れのうち、保護者の方がお越しください
受付期間：入所希望日の前月の5日まで（土日祝日にあたった場合はその前の開庁日）

例：7月1日入所希望の場合 ⇒ 6月5日まで

受付場所：市役所3階 子ども福祉課

持ち物：必要書類一式、母子手帳

※書類が不足している場合は受付できませんのであらかじめご了承ください。

※教育・保育給付認定申請についての詳細はP6をご覧ください。

※申込みに必要な書類についてはP8をご覧ください。

利用調整

- ・保育を必要とする事由や世帯として配慮が必要な場合などを考慮して調整します。
- ・申込書に記載いただいた希望施設のみで調整します。希望施設の記載が多いほど、ご案内できる可能性が高くなります。

※申込みと利用調整における注意点についてはP9,10をご覧ください。

面接実施
または
待機のお知らせ

○入所が見込まれる場合

- ・面接の実施について、入所希望月の前月中旬頃に電話にてお知らせします。
- ・子どものための教育・保育給付認定の申請が必要ですので、期日までにご来庁のうえご申請ください。（認定を受けていない方のみ対象）

○入所が見込まれない場合

- ・入所希望月の前月末頃に、利用調整結果通知（待機）を発送します。※初月のみの発送となります。
- ・年度を超える場合であっても調整が完了するまで毎月調整を行い、調整がついた場合のみ電話にて連絡いたします。

面接

各保育所等にてお子さんと一緒に面接を行います。

利用調整
結果通知

発送予定日：入所希望月の前月末頃

面接をもとに、保育所等で安心して生活できると認められる場合に入所決定通知を発送します。

認定こども園（保育所部分）または小規模保育事業に入所する方は、各施設と入所についての契約が必要になります。

入所

入所日から慣らし保育が始まります。

利用者負担額（保育料）の決定通知は、入所した月の中旬頃に発送します。

※利用者負担額（保育料）についての詳細はP10～13をご覧ください。

○申込時の注意事項

- ・お子さんの体調不良等で期間内の申込みが難しい場合は、事前にお電話でご相談ください。
- ・育児休業給付金等の申請時に申込書が必要な場合がありますので、提出前にご自身で写しをお取りください。
- ・マイナポータルからお申込みする場合でも、上記の申込受付期間中に「母子手帳」をお持ちの上、**お子さんと一緒にご来庁**ください。なお、申込内容の事前確認のため、**来庁される日の5日前までにお申込み**をお願いします。
- ・一斉申込みについては、**来庁予約**が可能です。詳細は別紙チラシからご確認ください。
- ・申込後にお子さんの健康状態や発達状況等に変化があった場合は、速やかに子ども福祉課までご連絡ください。

2. 保育所等施設一覧

各施設の空き状況は市ホームページからご覧いただけます。



認可保育所

※公立保育所では、首がすわっていることを受け入れの目安としています。

(令和8年9月1日現在)

	No.	施設名	所在地	電話	利用定員	受入れ月齢
公立	①	東保育所	玉浦西四丁目1番-2号	35-7367	110名	生後3か月～
	②	相の原保育所	相の原二丁目6番41号 (県営相の原団地内)	22-2536	60名	生後3か月～
	③	西保育所	栄町一丁目2番18号 (岩沼駅西口近隣)	22-4488	60名	生後3か月～
私立	④	岩沼保育園※1	桜二丁目3番2号 (岩沼市役所近隣)	22-3087	60名	生後3か月～
	⑤	竹駒保育園	本町2番19号 (竹駒神社隣)	22-2729	95名	生後3か月～
	⑥	岩沼北保育園	相の原一丁目3番37号 (北児童センター隣)	22-2593	90名	生後3か月～
	⑦	ほのぼの保育園※2	中央三丁目7番16号	29-4124	60名	生後3か月～
	⑧	ひよこ園	たけくま一丁目26番8号	25-3034	32名	生後2か月～
	⑨	J's保育園岩沼	中央四丁目3番1号	36-9852	90名	生後3か月～

※1 岩沼保育園は令和9年度に認定こども園へ移行し、園舎の場所が朝日一丁目になる予定です。

※2 ほのぼの保育園は、令和9年4月1日より運営母体が医療法人社団森川内科医院から「株式会社アイ・ケイ・サポート」へ変わる予定です。

認定こども園

幼保連携型認定こども園

認定こども園は教育・保育を一体的に行う施設です。3歳以上児は、保育を必要とする2号認定の子どもとそれ以外の1号認定の子どもが基本的に同じクラスで教育・保育を受けます。

	No.	施設名	所在地	電話	利用定員	受入れ月齢
私立	⑩	チアフルこども園	三色吉字中ノ原75番地の6 (miiina隣)	25-6220	70名 (1号認定10名) (2・3号認定60名)	生後2か月～
	⑪	岩沼はるかぜこども園	押分字水先5番地の6	25-6670	85名 (1号認定10名) (2・3号認定75名)	生後2か月～
	⑫	岩沼西こばと幼稚園・ ぶどうの木保育園	松ヶ丘一丁目10番2号 (岩沼西小学校隣)	22-5166(幼稚園部) 23-0813(保育園部)	180名 (1号認定90名) (2・3号認定90名)	生後2か月～
	⑬	幼保連携型認定こども園 岩沼こばと幼稚園	桜三丁目8番15号	22-5088(幼稚園部) 23-0318(保育園部)	135名 (1号認定75名) (2・3号認定60名)	生後2か月～

小規模保育事業

小規模保育事業A型

市が認可する小規模な保育施設です。3歳未満児の保育を行う施設で、少人数(6～19人)で家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。

	No.	施設名	所在地	電話	利用定員	受入れ月齢
私立	⑭	豆の木保育園	中央二丁目4番1号 チェルシーテラス201号	36-9565	19名	生後3か月～
	⑮	ひなたぼっこ子どもの園 ^{いえ}	二木一丁目3番7-9号	23-7997	19名	生後3か月～

3.保育所等が保護者から直接徴収するものについて（予定）

R8.9月現在

認可保育所

下線部については、希望者のみとなります。※は新入児のみ対象になります。

(円)

	3歳以上児 教材費 (クレヨン等)	被服費 (制服、帽子等)	布 団 持 参 者		布団 リース	3歳以上児 主食料
			布団乾燥費	布団洗		
①	2,000程度／年※	890※	午睡用マット 8,000※		—	市独自の施策により無償で提供しています
②	2,530程度／年※	890※			—	
③	1,650程度／年※	890※			—	
④	2,816／年※	1,200※	400／月 (6月～10月のみ200／月)		—	
⑤	3歳児1,000／年 4・5歳児500／年	890※	保護者会費から支出	—	—	
⑥	—	920※		—	—	
⑦	3,380※（個人購入可）	570※	200／回 (年5回)	630／回 (年1回)	<u>900／月</u>	
⑧	5,000／年※	3歳児から2,200～ 帽子代1,190※	<u>午睡用マット</u> <u>8,000</u>	—	—	
⑨	2,600／年※	1,080※	布団衛生管理費 6,680／年		<u>1,400／月</u>	

認定こども園

(円)

	3歳以上児 教材費 (クレヨン等)	被服費 (制服、帽子等)	布 団 持 参 者		布団 リース	3歳以上児 主食料
			布団乾燥費	布団洗		
⑩	560/年※ 製作袋代	(3～5歳児)3,300※ (0～2歳児)940※	—	—	—	市独自の 施策により 無償で提供 しています
⑪	3歳以上児のみ2,550程度 /年※	帽子代1,100※	布団衛生管理費 7,500/年		1,500/月	
⑫	8,000/年※ モンテッソーリ教育費 2,000/月	3歳児から2,900～※ 1,2歳帽子代1,100	—	—	—	3歳児から 500/月
⑬	8,700/年※ モンテッソーリ教育費 2,000/月	3歳児から2,900～※ 1,2歳児帽子代950	—	—	—	3歳児から 500/月

小規模保育事業

(円)

	3歳以上児 教材費 (クレヨン等)	被服費 (制服、帽子等)	布 団 持 参 者		布団 リース	3歳以上児 主食料
			布団乾燥費	布団洗		
⑭	—	帽子代1,148※	—	—	—	—
⑮	—	帽子等代1,000程度※	—	—	500/月	—

(1) 上記のほかに、保険料、行事費、教材費、保健衛生費等をご負担いただく場合があります。料金は施設ごとに異なりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

(2) 価格は変動する場合があります。

保育所等施設の略図はこちらから確認いただけます。
ご利用の端末や通信環境によって、表示されない
場合があります。あらかじめご了承ください。
略図はP18に記載しています。



4.教育・保育給付認定

(1) 教育・保育給付認定について

保育所等を利用するには、子どものための教育・保育給付認定（2号認定又は3号認定）を受ける必要があります。本認定は、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって、3つの区分に分かれています。

教育・保育給付認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる主な施設	申請方法
1号認定 〈教育標準時間〉	3～5歳	不問	・幼稚園（※教育・保育給付認定を受けずに利用できる園もあります） ・認定こども園（幼稚園部分）	園へ直接申請
2号認定 〈保育標準時間/保育短時間〉	3～5歳	あり	・保育所 ・認定こども園（保育所部分）	市に申請
3号認定 〈保育標準時間/保育短時間〉	0～2歳	あり	・保育所 ・認定こども園（保育所部分） ・小規模保育事業※満3歳に到達した年の年度末まで利用	

※岩沼市内の認定こども園の“幼稚園部分”または、幼稚園への入園を希望する場合は、直接園にお問い合わせください。
※1号認定と2号認定との併用申請はできません。

(2) 保育必要量（保育を必要とする時間）

保育必要量は「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があります。下記表を基準とし、各家庭の実態に応じて市で決定します。

保育を必要とする事由	保育必要量	認定期間
就労	保育標準時間	就労証明書に記載のある有効期間（雇用期間）の属する月の末日まで
	保育短時間	
妊娠・出産	保育標準時間	出産（予定）日を基準とした産前8週および産後8週（多胎児の場合は産前14週および産後14週）を経過する日の翌日が属する月の末日まで
保護者の疾病・障害	保育標準時間	診断書等に記載のある有効期間の属する月の末日まで
同居家族の介護・看護	保育標準時間	診断書の期間に定めがない場合は、診断日から半年が経過する日が属する月の末日まで
災害復旧	保育標準時間	効力発生日から就学前まで
就学	保育標準時間	保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
	保育短時間	
求職活動	保育短時間	90日を経過する日が属する月の末日まで
育児休業（継続利用のみ）	保育短時間	就労証明書に記載された育児休業期間の属する月の末日まで

※就労（就学）で認定を受ける場合、実働時間が月60時間以上であることが必要です。

①保育標準時間

7:00または7:30	18:00	19:00
保育時間最長11時間		延長保育③

②保育短時間

7:00または7:30	8:00	16:00	18:00	19:00
延長保育①	保育時間最長8時間		延長保育②	延長保育③

就労時間等により、給付認定時間と異なる保育必要量を希望の方につきましては、子ども福祉課までご相談ください。
（例：保育短時間だが16時までのお迎えに間に合わないため、保育標準時間にしたい。保育標準時間だが、16時までのお迎えに間に合うため、保育短時間にしたい。等）

○保育所等開所（園）時間

施設名	平日	土曜日
公立保育所	7:30から19:00	7:30から18:00
私立保育園、認定こども園、小規模保育事業	7:00から19:00	7:00から18:00

○延長保育

保護者の労働時間や家庭の状況等、やむを得ない事情で保育時間区分内に送迎ができないと認められる場合は、延長保育を行います。各保育所等での手続きが必要です。
 なお、延長保育の利用は、利用者負担額（保育料）とは別に月額負担金があります。

	延長保育 ①	延長保育 ②	延長保育 ③
保育標準時間	—	—	18:00～19:00 (2,000円/月)
保育短時間	7:00～8:00 または7:30～8:00	16:00～18:00	18:00～19:00 (2,000円/月)
	(1,000円/月)		

※公立保育所の金額については、上記のとおりとなります。私立保育園、認定こども園、小規模保育事業については、各園にお問い合わせください。

（３）保育を必要とする事由

２号認定または３号認定を受けるには、保育の必要性が要件となります。児童の保護者がP8の事由に該当する場合、保育の必要性が認められるため、教育・保育給付認定を受けることができます。

《給付認定の有効期限》

- ◎保育を必要とする事由に応じた認定期間が有効期限となります。（詳細は左ページのとおりに）
- ◎引き続き保育が必要な場合は、期限が切れる前に給付認定の期限更新手続きを行ってください。

《給付認定の内容変更について》

- ◎給付認定の内容（氏名、住所、保育を必要とする事由、世帯員の増減、障害者手帳の取得状況等）に**変更が生じた場合は、変更申請が必要**です。詳しくは子ども福祉課へお問い合わせください。
- ◎給付認定及び保育必要量の変更は月単位です。月途中で認定状況に変動があった場合は、翌月からの変更となります。
- ※利用者負担額（保育料）も保育必要量に応じて、月単位で変動します。

5.申込みに必要な書類

書類が不足している場合は受付できませんので、日にちに余裕をもってお申込みください。

①申込用紙【必須】※児童1人につき1枚、該当する方をご提出ください。

- ・保育所入所（保育所等利用調整）申込書 ※現在育児休業取得中の方、求職活動予定の方、就労先が内定している方
 - ・子どものための教育・保育給付認定申請書（法第19条第1項第2号・第3号）兼保育所入所（保育所等利用調整）申込書
- ※上記以外の方

②保育の必要性を確認する書類【必須】※発行日から3か月以内のもののみ有効となります。

- ・児童の保護者（父、母）は必ず書類の提出が必要です。
- ・69歳以下の祖父母や親族と同居しており、書類の提出ができない場合、利用調整の優先度が下がります。

保育を必要とする事由		提出必要書類
就労	月60時間以上の労働に従事している場合 （休憩時間を除きます）	被雇用者 ・就労証明書
		自営業者 ●法人化されている事業 →就労証明書 ●法人化されていない事業 →自営申出書 ・直近の確定申告書（第1表）の写し ※自営業開始直後等で確定申告書の写しを提出できない場合は、自営申出書及び開業届の写しを提出ください。入所後、3か月間は事業収入の実績の確認を行います。
妊娠出産	母親が妊娠中（出産間近）、または出産後間もない等で児童の保育ができない場合	母子手帳の写し（保護者氏名、出産予定日の分かるページ） ※出産日と予定日が異なる場合は変更手続きが必要となります
保護者の疾病障害	疾病や負傷、または自身に障害があるため児童の保育ができない場合	・診断書または障害者手帳 ※診断書は療養が必要な期間と日中保育が難しい旨の記載が必要です ※障害者手帳は身体障害者手帳1から3級、精神障害者保健福祉手帳1から3級、療育手帳A・Bが対象になります。
同居家族の介護・看護	兄弟の小児慢性疾患に伴う看護等、同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時、介護または看護している場合	・介護看護申出書及び対象者の診断書または障害者手帳 ※診断書は「常時介護・看護が必要」という旨の記載が必要です。 ※障害者手帳は身体障害者手帳1から3級、精神障害者保健福祉手帳1から3級、療育手帳A・B、介護保険被保険者証要介護3から5が対象になります。
災害復旧	火災、風水害または地震などの災害復旧にあたっており、児童の保育ができない場合	・被災証明書またはり災証明書
就学	職業訓練校等における職業訓練等を受けている場合	・在学証明書
求職活動	保護者が求職活動中のため、児童の保育ができない場合（起業準備を含む）	・求職活動（起業準備）中であることの申立書または求職活動予定であることの申立書 ※入所日から90日以内に就労が確認できない場合は、退所となります。

※育児休業から復職するために申込みされる場合は、就労を事由としてお申込みいただきます。復職予定日が記載された就労証明書をご準備ください。

必要書類は、市ホームページからダウンロードすることもできます
（ホーム→子育て→保育→『令和8年12月以降入所を希望される方の
保育所等入所申込について』をクリックしてください。）



③転入予定での申込みの場合【該当者のみ】

☐ 保育所入所に関わる転入予定であることの申出書

☐ 住宅建築請負契約書・賃貸借契約書等の写し等

※転入を検討中で、転入先の住所が確認できない場合、申込みはできません。

④状況に応じて必要な書類【該当者のみ】

☐ 同意書

※同意書とは、保育所等入所後の利用者負担額（保育料）算定にあたり、児童と同居している親族の課税状況について、他市町村へ照会する場合があるため、同意を求めるものです。提出がない場合、利用者負担額（保育料）階層を決定できないことや、食材料費の免除を受けられないことがあります。

以下の場合には提出が必要です。

- ① 令和8年12月～令和9年8月に入所（園）希望で、令和8年1月1日時点の住所が市外の方
- ② 令和9年9月～令和10年8月に入所（園）希望で、令和9年1月1日時点の住所が市外の方



6.申込みと利用調整における注意点

申込受付後は、市で利用調整を行います。主に保育を必要とする事由や世帯として配慮が必要な場合などを考慮し、緊急度の高い順に調整を行います。以下の注意点についてあらかじめご了承ください。

- ① 申込書に記載された希望施設のみで利用調整を行います。他施設において空きがある場合でも、希望されていない施設への調整は原則行いません。定員の都合等により、第1希望の保育所等へ入れない場合は、第2希望以降を考慮し、調整を行います。待機となることもありますのでご了承ください。希望する保育所等の記入が第1希望のみの方は、長期間待機となることもあります。
- ② 幼稚園及び認定こども園の幼稚園部分につきましては、各園に直接お申込みください。
- ③ 保育サービスの必要量の安定的な確保のため、入所申込書に記載された希望施設のうち、公立保育所よりも私立保育施設等への調整が優先される場合があります。また、公立保育所は今後の子どもの人口や保育ニーズの推移等に応じて、受入れ人数を調整する場合があります。
- ④ 育児休業からの復職を理由に申込みをする場合、入所日は原則月初め（1日付け）とし、翌々月の1日までの復職となります。復職までの期間がこれより延びる場合、退所となる場合があります。（子育て支援の一環として、最大2か月に延長しました。）
（例）令和9年4月1日入所⇒令和9年6月1日までに復職

- ⑤ 申込後に申込内容に変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。速やかに子ども福祉課までご相談の上、ご来庁ください。

- (例) ・希望施設を変更したい場合
・入所希望日を変更したい場合
・保護者の就労状況が変化した場合（就労時間や勤務日数の変更・就労先の変更・病気休業の取得・求職活動への変更等）
・求職活動後、内定をもらった場合
・引っ越しをした場合
・世帯構成員が変化した場合 等

※保育の必要性を確認する書類の再提出が必要になる場合があります。

※申込内容変更は、申込受付同様に前月5日までを締切とし、次月の利用調整に反映されます。

※電話連絡による内容変更は受付できません。

- ⑥ お子さんの健康状態や発達状況等に変化があった場合は、速やかにご連絡ください。

- (例) ・病気やアレルギーが発覚したまたは完治した
・発達検査を受けた
・障害者手帳や療育手帳を取得した 等

- ⑦ 申込みの取下げについて

保育所等の入所希望がなくなった際には申込取下げの手続きが必要です。子ども福祉課までお越しください。

7.利用者負担額（保育料）無償化について

◎幼児教育・保育無償化について

令和元年10月1日から以下対象者の利用者負担額（保育料）が無償となりました。

【対象者】

- ・3～5歳のすべての子ども（保育所等は3歳児クラスからになります。）
- ・0～2歳の市町村民税非課税世帯の子ども

【無償化の対象】

- ・保育所等の利用者負担額（保育料）…全額

※通園送迎費、食材料費、行事費、保育所延長保育料などは保護者負担となります。

◎第2子以降児童保育料免除について（岩沼市独自制度）

令和6年4月より、第2子以降児童に係る保育料を免除しています。世帯の所得や第1子の年齢、同別居の別を問いません。※

免除を受けるためには、面接実施の案内を受けた後に「岩沼市第2子以降児童に係る保育料免除申請書」を提出いただく必要があります。提出期限は希望月の前月25日まで（土日祝日にあたった場合はその前の開庁日）となります。提出期限に間に合わない場合は、子ども福祉課まで必ずご連絡ください。なお、提出期限を過ぎると、免除開始期間が遅れる場合がありますのであらかじめご了承ください。

※第1子は保護者に扶養されている大学生等までに限ります。また、第1子が18歳児以上の兄・姉の場合は添付書類が必要となる場合があります。詳しくは子ども福祉課までご相談ください。

8.利用者負担額（保育料）について

○利用者負担額（保育料）算定の根拠となる税

利用者負担額（保育料）は、各世帯の所得に応じた負担（応能負担）となり、保護者の「市町村民税」の課税状況を基礎として年度当初の教育・保育給付認定区分や、保育必要量により決定します。

また、決定前に利用者負担額（保育料）をお伝えすることはできませんのでご了承ください。おおよその金額を知りたい場合は、課税状況がわかる書類（該当年度の税額決定通知・課税証明書等）をご準備の上、子ども福祉課までお問い合わせください。

対 象 月	算 定 根 拠 と な る 税
令和8年12月～令和9年8月分	令和8年度市町村民税所得割・均等割額に基づいて算定（令和7年所得分）
令和9年9月～令和10年8月分	令和9年度市町村民税所得割・均等割額に基づいて算定（令和8年所得分）

◎利用者負担額（保育料）を決定する際の市町村民税所得割課税額計算にあたっては、調整控除及び定額減税以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除等）は適用されませんのでご注意ください。

◎岩沼市に住民票のある方が他自治体で課税されている場合は、必ず子ども福祉課にご連絡ください。

○利用者負担額（保育料）の算定対象となる方

次の「扶養親族」を算定対象としています。

◎父、母、事実婚の父母（保護者）

◎同居している祖父母等⇒保護者の市町村民税が非課税の場合のみ、算定対象となります。

※「同居」とは…実態として居住していることです（住民票がない場合や世帯分離の場合も同居とみなします）。

ただし生活費が別であることを証明する書類があれば算定対象にはなりません。書類を持参の上ご相談ください。

※「祖父母等」とは…児童の直系尊属のことです。（例：祖父母、曾祖父母や高祖父母等）

○利用者負担額（保育料）等の納付先について

	保育料	食材料費 （副食費）	延長保育料
公立保育所	岩沼市	岩沼市	岩沼市
私立保育園	岩沼市	各保育施設	各保育施設
幼保連携型認定こども園 小規模保育事業	各保育施設	各保育施設	各保育施設等

納付先が「岩沼市」の場合は、口座振替にて納付していただきます。なお、納付期限は各月の月末（土日祝日の場合は翌営業日）です。

「各保育施設」の納付方法及び納付期限については、各保育施設等へお問い合わせください。

◎利用者負担額（保育料）は、保育士等の人件費、施設の管理費などにあてられる大切なものです。これらの費用を維持するためにも、利用者負担額（保育料）は必ず納付期限内に納めてください。期限内に納付がない場合、地方税の滞納処分の例に基づき、給与、預貯金、不動産等の財産について調査し、差押等の処分を行うことがあります。利用者負担額（保育料）の支払いが難しい場合は、子ども福祉課へご相談ください。

利用者負担額（保育料）を納付しているご家庭との公平性の観点から、利用者負担額（保育料）の滞納は見逃すことのできない問題として、本市では収納対策の強化に取り組んでいます。

○岩沼市利用者負担額（保育料）基準額表

令和8年10月1日以降（予定）

保育利用（2号・3号認定）《認可保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業》					
各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分			3号認定（3歳未満児）		2号認定（3歳以上児）
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間
A	生活保護世帯、里親世帯		0円	0円	無償
B	市町村民税非課税世帯		0円	0円	
C1	市町村民税均等割の額のみの世帯		11,000円	10,800円	
C2	市町村民税 所得割のあ る世帯であ って、その 額が次の区 分に該当す る世帯	48,600円未満	13,400円	13,100円	
C3		48,600円以上51,000円未満	15,400円	15,100円	
C4		51,000円以上56,000円未満	17,400円	17,100円	
C5		56,000円以上57,700円未満	20,000円	19,600円	
C5-1		57,700円以上59,000円未満	20,000円	19,600円	
C6		59,000円以上77,101円未満	25,200円	24,700円	
C6-1		77,101円以上78,000円未満	25,200円	24,700円	
C7		78,000円以上97,000円未満	30,000円	29,400円	
C8		97,000円以上115,000円未満	39,800円	39,100円	
C9		115,000円以上169,000円未満	44,500円	43,700円	
C10		169,000円以上237,000円未満	51,000円	50,100円	
C11		237,000円以上301,000円未満	54,500円	53,500円	
C12		301,000円以上397,000円未満	55,300円	54,300円	
C13		397,000円以上	56,100円	55,100円	

◎利用者負担額（保育料）の年齢区分は4月1日時点の年齢により決定します。年度の途中で誕生日を迎え満3歳に達し、3号認定から2号認定に変更になった場合でも、年度内は3号認定での決定額から変更はありません。

◎市町村民税の申告がなされていない等、課税額の確認ができない方は、確認できるまでの間、最高階層（C13階層）での決定となりますので、必ず市町村民税申告や所得税確定申告のお手続きをお願いいたします。また、申告後、利用者負担等の再算定を行い過納額がある場合には返還させていただきますが、所定の手続き期限までに申告等の手続きをしていただけない場合、過納額を返還できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。詳しくは子ども福祉課にお問い合わせください。

◎児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、「B～C6-1」階層に認定された場合には、この表の規定にかかわらず、それぞれ次ページの徴収金基準額とします。

- (1) 「母子世帯等」：母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいいます。
- (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」：次に掲げる児（者）を有する世帯をいいます。（各種手帳の写しをご提出ください）
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」：生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯

《要保護世帯（ひとり親世帯等）、利用者負担額（保育料）基準額表》

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分			3号認定（3歳未満児）		2号認定（3歳以上児）	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
B	市町村民税非課税世帯		0円	0円	無償	
C1	市町村民税均等割の額のみ世帯		4,500円	4,400円		
C2	市町村民税 所得割のある 世帯であ って、その 額が次の区 分に該当す る世帯	48,600円未満	5,000円	4,900円		
C3		48,600円以上51,000円未満	6,000円	5,800円		
C4		51,000円以上56,000円未満	7,000円	6,800円		
C5		56,000円以上57,700円未満	8,000円	7,800円		
C5-1		57,700円以上59,000円未満	8,000円	7,800円		
C6		59,000円以上77,101円未満	9,000円	8,800円		
C6-1		77,101円以上78,000円未満	9,000円	8,800円		

9.食材料費（副食費＝おかず代）について

食材料費は3歳児クラスから発生する費用です。2歳児クラスまでは保育料に含まれるため発生しません。

	公立保育所	私立保育園・認定こども園
月額	5,100円（国が示している額） 国の制度改正により変動する場合があります。	施設が定める金額 詳細は施設にお問い合わせください。
免除制度	次のいずれかに該当する場合、食材料費が免除されます。 ① 年収360万円未満相当の世帯※の児童 ※A～C5階層の世帯、及び要保護世帯（ひとり親世帯、障害児（者）のいる世帯）のA～C6階層の世帯 ② 第3子以降の児童 第3子以降の範囲は、小学校就学前までの子どもとなります。	
減免制度	給食を食べない日が連続して5日以上あることがあらかじめ分かっている場合、食材料費の減免を受けることができます。減免を希望される場合は、お通いの保育所にお問い合わせください。	減免制度の有無は施設によって異なります。詳細は施設にお問い合わせください。

◎免除になる方には、保育料（利用者負担額）の決定と同時に、別途通知が送付されます。入所（園）後は、4月と9月に確認が行われ、免除の適用に変更がある場合にのみ、通知が送付されます。

10.その他

(1) 入所期間

保育を必要とする事由に該当する場合は、保育の実施を希望する期間（最長で就学前まで）が入所期間となります。なお、入所後、保育の必要性の認定基準（教育・保育給付認定）に該当するかを確認するため年に1度「現況届」を提出いただきます。

(2) 休日

下記に該当する日は、保育所等の休日となるためご利用できません。ご注意ください。

- ・日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日
- ・12月29日から翌年1月3日
- ・その他、特に市長が必要と認めたとき

(3) 長期欠席

1か月以上継続して欠席する場合は、原則として退園（所）となります。やむを得ない事情により対応が難しい場合は事前に必ずご相談ください。

(4) 慣らし保育

集団生活に慣れるには個人差があり、初めからの長時間保育は、お子さんに大きな負担となります。新規に入所するお子さんについては、集団生活への適応等を目的として、通常の保育時間よりも短い時間に限定して保育する「慣らし保育」を行います。お子さんの状況をみながら少しずつ保育時間をのばしていきます。

※入所日より前に慣らし保育をすることはできません。

※慣らし保育の期間については、入所（園）施設に直接お問合せください。

(5) 障害児保育

各施設では、お子さんの発達状況や個性をふまえながら、集団の中で成長できるように配慮をして保育に取り組んでいます。集団保育が可能なお子さんが対象です。お子さんの状況や保育士の配置等により、利用時間を個別相談させていただく場合があります。お子さんの状況を把握し、受入れの体制を整えるため、医師の診断書等の提出をお願いする場合があります。

(6) 医療的ケア

医療的ケアを必要とするお子さんの保育については、令和6年11月に「保育所等における医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドライン」を策定し、保育所の利用に関する必要な事項を定めています。詳細については、子ども福祉課までご相談ください。

(7) 保育所等の退所

下記の事項に該当した場合、保育所等の利用を継続することができなくなりますのでご注意ください。

- ①岩沼市外に居住（転出）する場合
- ②教育・保育給付認定期間が満了となった場合
- ③保育を必要とする認定を受けることができなくなった場合

（③の例）

「就労を理由に保育施設を利用していたが、退職した（月60時間以上就労していない）」

「求職活動を理由に保育施設を利用したが、就労しなかった（90日以内に就労しなかった）」

「疾病を理由に保育施設等を利用していたが、完治した」 等

また、家庭の事情等で退所（園）する際には、通所保育所等に事前に連絡し、保育所等へ下記の書類を提出してください。

- ①退所と併せて教育・保育給付認定も取り下げる場合

⇒「子どものための教育・保育給付認定取下書」

- ②教育・保育給付認定を受けつつ、退所をする場合

⇒「保育所退所届」

※退所届の用紙は各保育所等または子ども福祉課にあります。申請内容により申請用紙が異なりますのでご注意ください。

◎病気とその扱いについて

学校保健安全法では、感染性のある病気にかかったときは、集団生活を停止しなければならないことを指示しており、保育所等でもこれに準じています。その主な病気と登所停止期間は次表のとおりであり、その病名と診断された後に登所（園）する場合は、医師の意見書が必要となります。

※感染症のある病気についての登所（園）停止期間については、あくまで目安であり、医師の診断に従うものとします。

※意見書の用紙は、各保育所等で受け取り、受診の際に医療機関に記入を依頼してください。意見書発行に係る費用は、自費となりますので、あらかじめご了承ください。

感染性のある病気

種類	病 名	原 因	感染経路	主 要 病 状	登所（園）停止期間
第一種	法定感染症				感染症予防法によって措置される
第二種	インフルエンザ	ウイルス	接触飛沫	発熱、せき、くしゃみ、頭痛、咽喉痛	発生した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	細菌	接触飛沫	発熱、夜間にはげしいせき、ねばっこい痰	特有のせきが消えるまで、または5日間の適正な薬による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	ウイルス	接触飛沫	発熱、食欲不振、口中や首に赤い発疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	ウイルス	接触飛沫	発熱、耳下腺（耳たぶの下）がはれる	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	ウイルス	接触	発熱、発疹	発疹が消えるまで
	水痘（水ぼうそう）	ウイルス	接触飛沫	発熱、顔・手足・胸等に栗粒大の発疹、その後水疱がやぶれて、かさぶたができる	全部の発疹にかさぶたができるまで
	喉頭結膜熱（プール熱）	ウイルス	飛沫経口	眼の充血、まぶたがはれる、涙や目やにが出る	主要症状が消えてから2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	ウイルス	接触飛沫 エアロゾル	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻水、味覚・嗅覚異常（無症状の場合もある）	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで（無症状の場合は検体採取日を0日として、5日を経過するまで）
	結核	ウイルス	飛沫	咳、痰、血痰、全身倦怠感など	感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	細菌	飛沫	発熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれん、髄膜刺激症状など	
第三種	流行性角結膜炎	ウイルス	接触経口	眼の充血、まぶたがはれる、涙や目やにが出る	治癒するまで
	急性出血性結膜炎	ウイルス	接触経口	高頻度に結膜下出血を起こす	
	腸管出血性大腸菌感染症	細菌	経口感染	腰痛、水様性下痢、出血性下痢	
	その他の感染症				

※飛沫感染・・・咳や会話の際に飛び散る唾液によって感染すること。

※エアロゾル感染・・・飛沫より更に小さな水分を含んだ状態の粒子によって感染すること。

※接触感染・・・分泌物などに触れることで感染すること。

※経口感染・・・病原菌やウイルスのついた飲食物等を摂取することで感染すること。

1 1.よくあるご質問 Q&A

Q1. 支給認定証が自宅に届きました。保育所等の利用はすぐにできますか？

A1. 支給認定証は保育所等入所の決定通知ではありません。保護者の方の就労状況等をもとに、保育所等の利用が必要であると認められた証となりますので、大切に保管してください。

Q2. 3号認定（3歳未満）の子どもが満3歳になった場合、何か手続きが必要ですか？

A2. 市が変更の手続きを行いますので、改めてお手続きをする必要はありません。

Q3. 転入の手続き前でも、申込みはできますか？

A3. 転入予定の場合でもお申込みをいただくことは可能です。ただし、転入予定先（住所）を明確にしてからお申込みいただくことが必要となります。入所できるとなった場合、入所日前には、岩沼市内に住民登録及び教育・保育給付認定が必要となりますのでご注意ください。

Q4. 保育所等にすぐにでも入りたいのですが、可能ですか？

A4. できません。原則として入所希望月の前月5日が申込締切日となります。期限内のお申込みをお願いいたします。

Q5. 保育所等の空き状況は分かりますか？

A5. ホームページから空き状況をご確認いただけます。利用調整後、毎月25日頃を目安に更新されます。

Q6. 申込み時点で、まだ産まれていない子どもの申込みはできますか？

A6. できません。出生後からのお申込みをお願いいたします。また、受入月齢は施設ごとに異なります。

Q7. 公立と私立の違いは何ですか？

A7. 保育開始時間が異なります。公立保育所が7時30分から、私立保育園等が7時からとなります。なお、保育料については、各世帯の所得に応じて決定するため、公立・私立による違いはありません。

Q8. 利用調整の結果待機となりましたが、再度入所申込は必要ですか？

A8. 一度待機となった場合でも再申込は不要です。引き続き調整がつくまで毎月利用調整が行われます。申込内容を変更する場合や、申込を取り下げする場合には手続きが必要になります。

Q9. 待機証明の発行はどのくらいかかりますか？

A9. 申請があった日から1週間程度かかりますので、期間に余裕をもって申請ください。ただし、利用希望日以前の待機証明の発行はできませんのでご了承ください。

Q10. 利用者負担額（保育料）の口座引き落とし日が月末とありますが、土日祝日になった場合は、いつになりますか？

A10. 次の平日となります。

Q11. 保育所等を欠席した場合、利用者負担額（保育料）は、日割り計算されますか？

A11. 原則、日割り計算されません。欠席しても毎月の利用者負担額はお支払いいただきます。

Q12. 就労認定を受ける場合、一か月あたり何時間以上の就労時間が必要ですか？また、就労の場合、保育必要量（保育標準時間、保育短時間）はどのように決まりますか？

A12. 就労による認定には、月60時間以上の勤務（休憩時間を除く）が必要です。なお、保育必要量は就労証明書の内容をもとに審査し、1か月の実労働時間及び通勤時間、休憩時間の合計時間が120時間以上の場合は保育標準時間、120時間未満の場合は保育短時間となります。

1 2.気象警報等の発表時・避難情報発令時の対応方針について

市では市内の保育施設における気象情報等の発表時・避難情報発令時の対応方針を以下のとおり定めています。当該対応方針を踏まえた保育施設の対応（連絡方法や避難場所等）につきましては各保育施設にご確認ください。

1. 開所（園）前までに気象警報等の発表、避難情報の発令があった場合（**保育時間前**）

警戒レベル	避難情報等	保育施設の対応
警戒レベル1	早期注意情報（ 気象庁が発表 ）	・開所（園） ・警戒レベル上昇の可能性を考慮し、必要に応じて休所（園）の準備を行います。
警戒レベル2	洪水注意報、大雨注意報等（ 気象庁が発表 ）	・気象情報に注意し、今後避難情報を発令する可能性がある場合には、必要に応じて、保護者にメール等で周知します。
警戒レベル3以降	高齢者等避難以降（ 市が発令 ）	・休所（園）（保育時間の繰り下げを含む。） ・休所（園）について、保護者にメール等で周知します。

2. 開所（園）時間中に気象警報等の発表、避難情報の発令があった場合（**保育時間中**）

警戒レベル	避難情報等	保育施設の対応
警戒レベル1	早期注意情報（ 気象庁が発表 ）	・開所（園） ・警戒レベル上昇の可能性を考慮し、避難や休所（園）の準備を行います。
警戒レベル2	洪水注意報、大雨注意報等（ 気象庁が発表 ）	・気象情報に注意し、避難情報を発令する可能性がある場合には、必要に応じて、保護者にメール等を利用し、降園依頼の可能性等について、周知します。また、必要に応じて、降園依頼を行います。
警戒レベル3以降	高齢者等避難以降（ 市が発令 ）	・休所（園）（保育時間の繰り上げを含む。） ・休所（園）について、保護者にメール等で周知し、保護者の安全を確保した上で降園を依頼します。 ・在籍する乳幼児及び職員の安全を確保します。 ・保育施設が危険と判断した場合は、避難所等に避難します。 ・周囲の状況等から避難するよりも、保育施設に留まることで安全が確保される場合には、無理な移動は控えます。

※保育施設の対応は、原則、保育施設の所在地域に発令している避難情報に基づきます。

※市が「高齢者等避難」を発令している（警戒レベル3）場合であっても、当該施設のある地域での災害発生の可能性が非常に少なくなった場合は、保育を実施する場合があります。

保育所等施設略図

